

同時利用（加入）の期間が変更となります！！

- 野菜価格安定制度へ加入する生産者（未加入者も含む。）が収入保険制度に初めて加入する新規加入者においては、生産者の選択性で野菜価格安定制度との同時利用（加入）（2カ年間の重複加入）が令和3年から認められていましたが、令和6年加入者（令和5年12月までの加入手続き完了者）をもって廃止となる他、令和4・5年加入者の同時利用期間が1年間延長される制度改正が実施されます。

（※ 既存加入者は対象となりませんのでご注意ください。）

【改正のイメージ】

加入者	年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	
令和3年加入者 (R2年12月加入手続き)		同時加入		延長	※		
令和4年加入者 (R3年12月加入手続き)			同時加入		延長	※	
令和5年加入者 (R4年12月加入手続き)				同時加入		延長	※
令和6年加入者 (R5年12月加入手続き)					同時加入		※
令和7年加入者以降 には適用しない		※ 同時加入期間終了後：加入者はいずれかの制度を選択					

（令和5年11月27日付け農林水産省 農産局 作物園芸課 事務連絡）

1 価格安定制度及び収入保険制度の重複加入防止の注意喚起について

価格安定制度と収入保険制度の重複加入は法律で禁止されております。
 収入保険制度に加入する生産者は、価格安定制度からの脱退手続きが必要となり、

- ① 個人情報提供に関する同意書
- ② ○○事業を利用しない期間についての申告書

の作成、提出が必要です。
 また、次年度の交付予約に係る予約数量及び価格差補給交付金の対象数量からは、収入保険制度への加入生産者分の数量は除外することとなります。

生産者A：
 収入保険制度へ加入したいと思っていますが、私の価格安定への加入状況はどうなっていますか？

JA担当：
 Aさんは特定野菜事業のすいかの価格安定制度に加入しています。

生産者A：
 収入保険制度と価格安定制度への重複加入が出来ないと聞きましたがそれはどうしてですか？

JA担当：
 収入保険制度は、収入の減少を補うための制度であり、同様の類似制度への重複加入は法律上認められていません。

生産者A：
 価格安定制度から脱退する手続きを教えてください。

JA担当：
 下記の同意書と申告書をご提出下さい。
 ① 個人情報提供に関する同意書
 ② ○○事業を利用しない期間についての申告書
 ③ 上記②はJAの受付印押印後、写しを生産者に手渡し、お互いに共有します。

生産者A：
 事業を利用しない期間についての申告書の写しの取扱いはどうすればよろしいですか？

JA担当：
 収入保険制度の加入手続きを行う際に**提示**、又は写しを**提出**して下さい。
 この時点で価格安定制度への重複加入が無い事が証明され、万が一脱退手続きが完了していない場合の担保となり、救済措置を受ける事が出来ます。

生産者A：
 私の価格安定制度の負担金がありますが、いつ頃返還となりますか？

JA担当：
 価格安定制度の負担金は、全県単位で次年度の交付予約申込数量が確定し、負担金の計算及び金額が決定されてからの手続き実施となり、**返還の時期**は、毎年の**6月～7月**となります。

事業名	申込時期	返戻時期
指定野菜事業	5月申込	6～7月
	8月申込	9～10月
特定野菜事業	3月申込	6～7月
園芸作物事業	4月申込	7月

2 重複加入を防止するための対応策等について

<p>(1) 価格安定制度</p> <p>① 生産者からの個人情報提供に関する同意書</p> <p>② 生産者からの〇〇事業を利用しない期間の申告書 (部会等の総会(会議)で提出依頼を実施する。)</p> <p>③ 上記②にJ A受付押印後の写しを生産者へ手渡す。 (J Aと生産者それぞれで保管。行違い防止対策)</p>	<p>生産者 ⇒ J A</p> <p>生産者 ⇒ J A</p> <p>J A ⇔ 生産者</p>	<p>加入前・随時</p> <p>加入前・随時</p> <p>提出後に実施</p>
<p>(2) 収入保険制度</p> <p>① 収入保険加入時に上記(1)の③の写しを提示、提出</p> <p>② 収入保険加入者リストの情報提供</p>	<p>生産者 ⇒ NOSAI</p> <p>NOSAI ⇒ J A</p>	<p>加入時</p> <p>加入確定後</p>
<p>(3) 収入保険加入者リストの送信等</p> <p>① NOSAIは、市町村別に住所、氏名、TELで整理した加入者リストをJ Aへ送信する。</p> <p>② J Aは、当該加入者リストにより「個人情報の同意書及び〇〇事業を利用しない期間についての申告書」の提出の有無を確認し、未提出の生産者がいないかチェックする。</p> <p>③ J Aは、未提出の生産者が発見された場合は、申告書等の提出を求め手続きの完了を促す。</p> <p>④ J Aは、交付予約申込及び補給金交付対象の出荷実績の確認の際、収入保険加入者リストから当該生産者分を除外し、申込及び実績報告を行う。</p>		

